

公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューロー

公式キャラクター「ハマコ」使用要綱

制定 平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 横浜観光コンベンション・ビューローの公式キャラクター「ハマコ」(以下「ハマコ」という。)の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用範囲)

第2条 「ハマコ」の使用範囲は以下の通りとする。

- (1) 当財団が運営する「横浜市観光情報公式サイト」(日本語、英語、中国語簡体字、中国語繁体字、ハングル)内でのメインナビゲーターとしての使用
- (2) 当財団が公式と認めるSNS(Facebook、Twitter等)およびメールマガジン等での使用
- (3) 当財団が発行する印刷物

2 上記以外の使用については、「使用申請書」を提出し、当財団から使用承認を得る必要があるが、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 横浜の魅力を広くアピールすることを目的としたもの、横浜の認知向上、誘客を目的とした事業に関しては、事前の審査を通過、使用承認を受けたもの
- (2) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 報道関係機関以外(機関紙や地域広報誌など)で、当財団がその使用目的を(3)に準ずるものと認めた場合
- (5) その他、当財団が別に定めた場合

(使用承認基準)

第3条 「ハマコ」の使用が次のいずれかに該当する場合は、当財団はこれを承認しないこととする。

- (1) 当財団および横浜のPRという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 当財団および横浜の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 商品の販売活動に利用される恐れのある場合
- (6) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (7) 当財団の事業又は当財団の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (8) 「ハマコ」を正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (9) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認後の手続き)

第4条 使用の承認を受けた者は、成果物を当財団に提出するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、当財団の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) 「ハマコ」のイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用すること。
- (3) 「ハマコ」の使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、これを変えるにはすべて事前に当財団の了解をえること。
- (4) 当該使用に係る物件の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、当財団は一切の責任を負わない。

(使用承認の取消)

第6条 当財団は「ハマコ」の使用が使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 当財団は前項により承認を取り消されたものに対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 3 当財団は、承認を得ずに「ハマコ」を使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第7条 使用承認を受けた者に対する「ハマコ」の使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第8条 当財団は「ハマコ」の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(付則)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。
